

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成26年11月25日条例第5号

最終改正：令和元年7月23日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 物品の借入契約で、契約を締結する年度の翌年度以降にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）を締結することが大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該物品を確実に借り入れることが困難になるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結することが組合にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該役務の提供を安定的に確保することが困難になるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。